

事務連絡
令和5年10月25日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室
(マスク等物資対策班)

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、「医療用物資の国備蓄品の売却について」(令和5年6月14日付当班事務連絡)等により周知させていただき、実施してきました。

今般4物資(アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールド)について、売却入札を下記のとおり実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 売却実施の枠組み

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却について、一般競争入札により実施する。

売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施することを目的としているが、医療機関等が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料1をご参照いただきたい。

(1) 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料2のカタログに、製品リストは別紙資料3で詳細を示しているため、ご参照いただきたい。

なお、売却対象製品については医療用となっているが、他の用途での使用も可能。

(2) 売却単位

別紙資料3の製品リストに記載の型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却入札を実施するため、応札・購入も売却単位ごとに実施するもの。

(3) 入札公告及び応札期限等

入札公告：令和5年10月25日

応札期限：令和5年11月10日

※開札、落札者（買受人）決定：令和5年11月14日（予定）

(4) 国からの購入方法

今回、売却に付されたアイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品を購入する場合、国の売却入札の手續に参加していただく必要がある。応札の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html)に掲載する入札公告（各物資の売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

(5) 売却製品の納品

売却製品は、アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの全ての製品について国の負担で、売却入札での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、週1回、合計10回以内の配送を行うことを原則とするが、買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。なお、買受人は令和6年3月29日までに契約物品の全数量を受領し、同日までに「検収結果通知書」及び「受領証」を提出する必要がある。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札での開札、落札者（買受人）決定後、概ね1ヵ月程度を目途に開始されると見込んでいる。

2 今後の売却

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドについて、今後、本入札とは別の枠組みでの売却を実施する予定である。具体的手続き等は別途ご案内させていただきますので、あわせてのご確認をお願いします。